

議案第 7 2 号

狭山市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
狭山市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和 4 1 年条例第 2 5 号）
の一部を次のように改正する。

第 3 条第 3 項第 2 号中「 1 7 万 7 , 3 0 0 人」を「 1 4 万 7 , 7 0 0 人」に改め、
同項第 3 号中「 1 2 万 5 , 4 3 0 立方メートル」を「 8 万 9 , 8 0 0 立方メートル」
に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成 2 3 年 1 1 月 2 8 日提出

狭山市長 仲 川 幸 成

提案理由

荒川右岸流域下水道事業計画が変更されたことに伴い、下水道事業の計画処理人口
及び計画 1 日最大処理能力の規定を改めたいので、この案を提出するものである。